

防犯灯に関する補助金の手引書

(防犯灯設置事業費補助金・防犯灯維持管理事業費補助金)

磐田市自治デザイン課 交通政策グループ

～目次～

はじめに

- ・防犯灯の管理について
- ・安全点検のお願い

補助金について

- | | |
|---------------|------|
| 1 補助金の概要 | P1 |
| 2 申請手続き | P1～2 |
| 3 申請時の注意点 | P3 |
| 4 維持管理の注意点 | P3 |
| 5 防犯灯の取替えについて | P3 |
| 6 よくある質問 | P4～5 |



電柱共架の防犯灯イメージ

防犯灯の管理について

- ・防犯灯の設置や維持管理は原則自治会が行っていただいております。
- ・適正な維持管理のため防犯灯管理台帳の整備をお願いします。
- ・自治会は防犯灯の寿命等による取替えに備え、交換費用の積立等をお願いします。
- ・市は自治会が防犯灯の設置等をする場合に、予算の範囲内で補助します。

安全点検のお願い

- ・防犯灯の安全点検は所有者が責任をもって実施するようにしてください。
- ・安全を確保した上で目視等により腐食や変形がないか確認してください。
- ・点検に関わらず、危険な防犯灯を見つけたときは早めに対策をお願いします。また、道路照明灯など市が管理する照明灯については市へ通報をお願いします。(市公式LINEからも通報できます)
- ・国の小規模付属物点検要領で詳細点検は10年に1回、中間点検は5年に1回を目安に点検するよう定められています。(道路照明灯が対象)

1 補助金の概要

防犯灯の補助金は、自治会が防犯灯の新設、取替え、支柱を修繕する場合に下表のとおり、その経費を補助するものです。

※補助制度の対象は自治会所有のLED防犯灯です。

【1灯当たりの上限金額】

補助金の種類	種別	補助上限金額
新設の場合 ●防犯灯設置事業費補助金 (着手前に申請が必要)	共架式 (電柱等に設置する場合)	15,000 円
	自立式 (柱から建てる場合)	30,000 円
取替え・修繕等の場合 ●防犯灯維持管理事業費補助金 (工事完了後に申請が必要)	・LED照明器具の取替え ・支柱の塗装 ・自動点灯器の交換 ・電柱管理者の依頼による 移設など	10,000 円

※補助額に 100 円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

※取替えは既存の防犯灯が寿命等で点灯しなくなった場合のみ該当します。

※補助制度は年度ごとに見直す場合があります。

2 申請手続き

・防犯灯を新設する場合は着手前に申請します。

・防犯灯を取替える又は防犯灯の支柱等を修繕する場合は、工事完了後に申請をします。不点灯期間を短くするため事後申請制度になっていますが、予算に限りがありますので、着手前にお電話等でご確認ください。

(1) 防犯灯を新たに設置する場合：防犯灯設置事業費補助金

【申請に必要な書類】

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③設置したい場所が分かる位置図
- ④見積書

【申請の流れ】

- ① 防犯灯の設置場所を自治会で決定
- ② 市に申請書類を提出 (6月末日まで)
- ③ 市から交付決定通知書が届く

- ④ 業者に発注し工事完了
- ⑤ 完了後、業者に支払い
- ⑥ 完了報告書類を市に提出
- ⑦ 市から交付確定通知書が届く
- ⑧ 市から入金

(2) 防犯灯を取替える又は修繕等する場合：防犯灯維持管理事業費補助金

【申請に必要な書類】

- ①交付申請書
- ②事業実績書
- ③着手前、着手後の写真
- ④領収書
- ⑤経費の内訳が分かる書類（見積書、請求書など）
- ⑥防犯灯の位置が分かる位置図
- ⑦通帳のコピー（振込口座が農業協同組合の場合のみ）

（写真について）

	着手前	着手後
不点灯による 取替え	<u>夜間に防犯灯が点灯していない ことが分かる写真</u>	点灯が確認できる写真
修繕等	修繕前であることが分かる写真	修繕後であることが分かる写真

【申請の流れ】

- ① 防犯灯が自治会(申請者)の所有であることを確認
- ② 市に申請内容等が適正か確認の電話
- ③ 業者に発注
- ④ 完了後、業者に支払い
- ⑤ 申請書書類一式を市に提出

（事業完了後7日以内または3月末日のいずれか早い日までに）

- ⑥ 市から交付決定通知書が届く
- ⑦ 市から入金

※取替え・修繕の場合は着手前に必ず防犯灯の所有者を確認してください。

3 申請時の注意点

- 自治会の防犯灯が対象です。(所有者不明の場合は市にお問い合わせください)
- 補助金の対象はLED照明器具です。(水銀灯などは対象外です)
- 自立柱を建柱する場合は、土地の所有者の許可を得るなど、必要な手続きは設置者にて実施してください。
- 予算が無くなり次第終了となります。予算の残高については着手前に電話等でご確認ください。
- 必要書類提出後に入金までは1か月程度かかることがあります。
- 取替えの場合は夜間に不点灯であることが分かる着手前写真を添付してください。
- 提出書類に不備があった場合は補助金をお支払いできない場合があります。

4 維持管理の注意点

- 電気代は所有者が負担していただいています。
- 防犯灯が寿命等により不点になった場合、その取替え費用に自治会の負担も発生しますので(補助金は1灯あたり10,000円まで)、自治会で積立をするなど、財源の確保に努めてください。
- 経年劣化による支柱の腐食や灯具落下等の事故が起きないように、自治会が所有する防犯灯は定期的に点検を実施してください。
- 防犯灯が木で覆われて、暗くなっている等の事案については、防犯灯所有者がその土地の所有者を調査し、所有者に伐採の依頼等をしてください。市が管理する道路照明灯などの場合は自治デザイン課にお問い合わせください。
- 防犯灯の管理台帳を各自治会で整備し、どこに何灯あるのか把握し、次期自治会役員への引継ぎを行ってください。

5 防犯灯の取替えについて

- LED照明器具の平均寿命は約60,000時間とされています。
- 1日の使用時間を10時間とした場合15年程度持つ計算になりますが、使用環境等により異なるため、設置後7年から10年経過後を目安に準備をしておく目安です。
- 自治会が所有する防犯灯の数は様々ですが、取替え時期が集中することを踏まえ、積立が必要です。

6 よくある質問

（基準について）

Q 防犯灯の設置する間隔はどのくらいですか。

A 防犯灯を含む屋外照明から概ね 25m以上とされていますが、道路状況等からこの限りではありません。

Q 防犯灯を設置する高さは地上からどのくらいですか。

A 一般的には地上から 4.5m以上ですが、道路状況等からこの限りではありません。

Q 防犯灯の明るさは基準がありますか。

A 警視庁「安全・安心まちづくり推進要綱」の照度基準は場所によって、明るさ(ルクス)が定められています。道路は3ルクス以上です。

※3ルクス以上の明るさを確保した道路では、一般的に4m先の人の顔の向きや姿勢が分かります。

（設置・維持管理について）

Q 防犯灯を市で設置してほしい。

A 防犯灯は各自治会で設置と維持管理をしていただくことが原則です。所管となる自治会を判断することが難しい場合は、受益者負担の原則に基づき、利用者が多い自治会を交え協議する必要があります。協議が難しい場合は市へご相談ください。

Q 防犯灯が木で覆われ暗いので木を自治会で伐採していいですか。

A その木の所有者を確認し自治会の所有であれば可能です。所有者が異なる場合は所有者に伐採の依頼をします。

Q 業者を市に紹介してほしいのですが。

A 市が特定の事業者をご案内することはできません。

（補助金について）

Q 申請は年に1度だけですか。

A 複数回申請することができます。ただし、予算には限りがあるため着手前に確認のため市にお電話等でご連絡ください。

Q 申請書の提出期限はありますか。

A 新設は6月末日までに申請してください。取替えや修繕は事業完了後7日以内または3月末日のいずれか早い日までに申請してください。

Q 申請書類はどこで入手できますか。

A 自治会への補助制度集に様式を記載しています。

また、市HP、自治デザイン課、各支所市民生活課でも入手できます。

お問い合わせ

磐田市 自治デザイン課 交通政策グループ

電話 : 0538-37-4751 Fax : 0538-32-2353

Mail: chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp